

# 日立市原子力災害広域避難計画（骨子）

# 1 計画策定の基本的な考え方

## (1) 市全域の広域避難を想定

東海第二発電所（以下「発電所」という。）において、重大事故等により原子力災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合に備え、茨城県広域避難計画（以下「県計画」という。）に基づき、市内全域の住民が広域避難を行うことを想定し、より具体的な事項を定める「日立市原子力災害広域避難計画」を策定します。

## (2) コミュニティ単会の単位で避難先を設定

避難先においても地域コミュニティの維持を図り、避難後の円滑な支援にも資するため、23のコミュニティ単会を単位として、

「**どこの地区が**（コミュニティ単会）」

「**どこに集合し**（バス避難の一時集合場所）」

「**どの経路を通過して**（避難ルート）」

「**どこに避難するか**（避難先市町村）」

を定めます。

## (3) 所在場所等に応じた避難方法を設定

自宅にいる場合、学校等にいる場合、職場にいる場合、福祉施設や病院等に入所・入院している場合など、それぞれの避難方法を定めます。

## 2 原子力災害対策重点区域の区分

本市は、市内全域が発電所からおおむね半径30km以内の原子力災害対策重点区域に含まれるため、発電所からの距離に応じて、PAZとUPZに区分し、それぞれの区域の対処方法を定めます。

<b>PAZ</b>	発電所から おおむね半径 5 km以内の区域	放射性物質の放出前に予防的に広域避難を実施する区域
<b>UPZ</b>	発電所から おおむね半径 5 kmから30km以内の区域	初めに屋内退避を行い、発電所の事故の進展や原子力災害の状況により広域避難を実施する区域

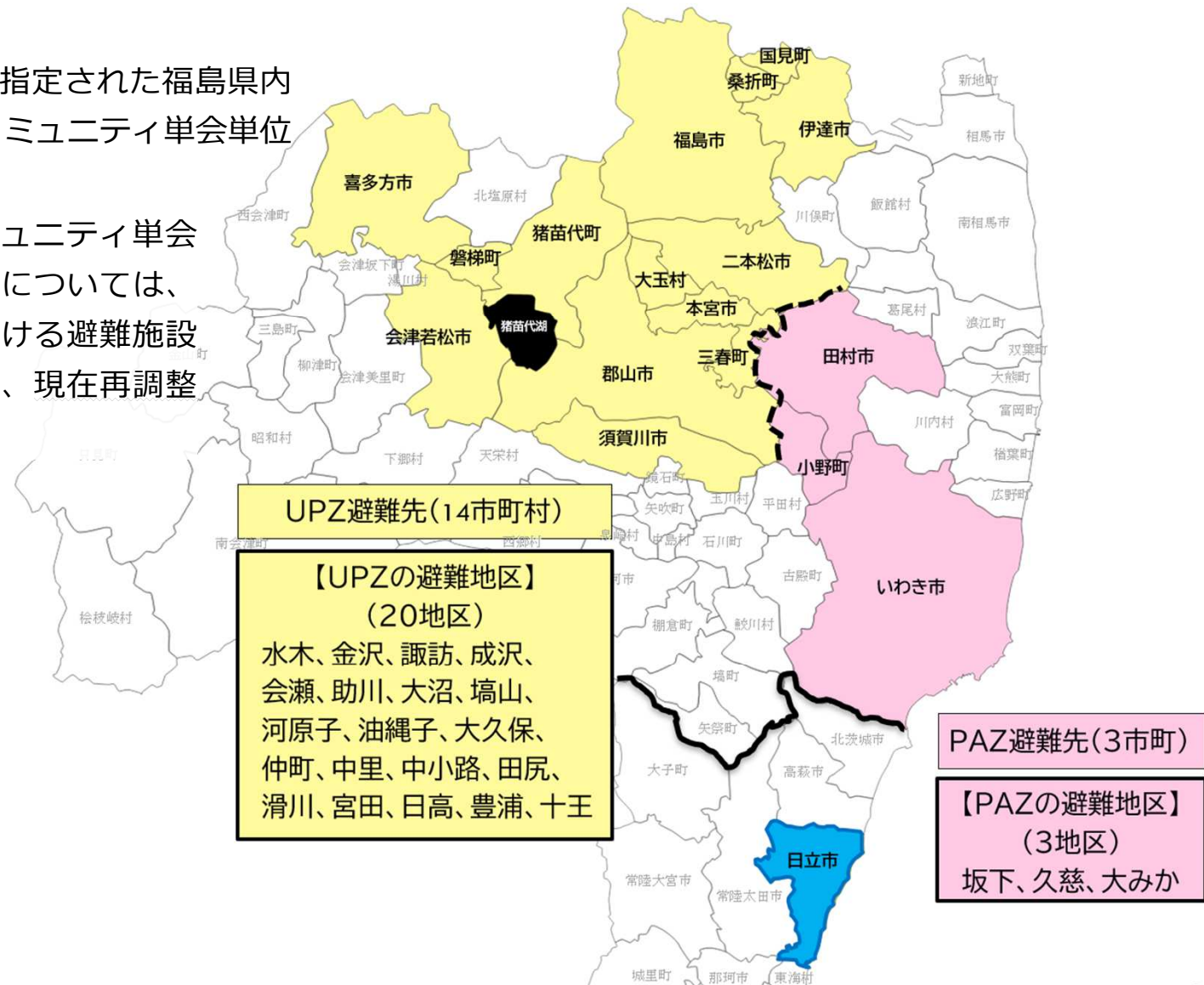


### 3 広域避難

#### (1) 避難先

県計画により指定された福島県内17市町村へ、コミュニティ単会単位で避難します。

なお、各コミュニティ単会の避難先市町村については、協力市町村における避難施設の増減等に伴い、現在再調整しています。



### 3 広域避難

#### (2) 避難方法の原則

自家用車による避難を原則としますが、困難な方については、行政が確保するバス等により避難します。

また、避難行動要支援者など、対象者の条件に応じた避難方法を定めます。

自家用車による 避難を行う方	▶ 自宅から自家用車により、できるだけ乗り合わせの上、避難を開始します。	▶	▶
バス等による 避難を行う方	▶ 自宅から指定の <b>一時集合場所</b> へ徒歩等で移動し、行政が用意したバス等により避難を開始します。	▶	▶
		▶	▶

避難ルートを通り、指定の避難先市町村へ向かいます。

避難先市町村では、**避難中継所**で受付を済ませ、**避難所**の指定を受け、移動します。

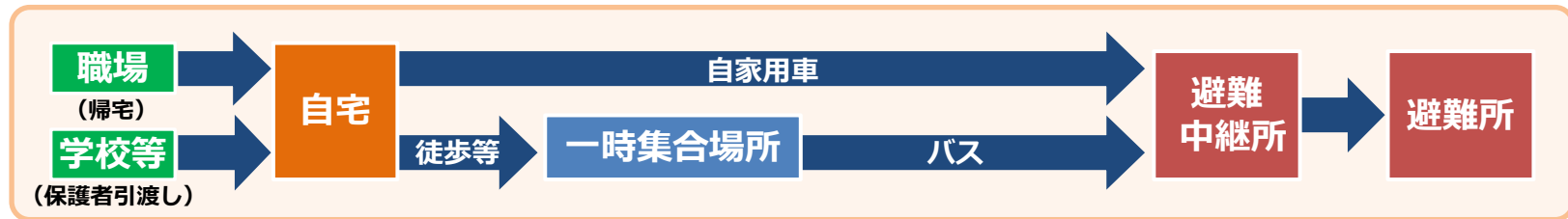
※ 事故発生時に自宅にいない方の対応

- 学校・保育園等にいる児童・生徒及び園児は、保護者引渡しにより自宅に戻り、自宅からの避難を原則とします。
- 職場にいる方は、早期の帰宅を促し、自宅からの避難を原則とします。

### 3 広域避難

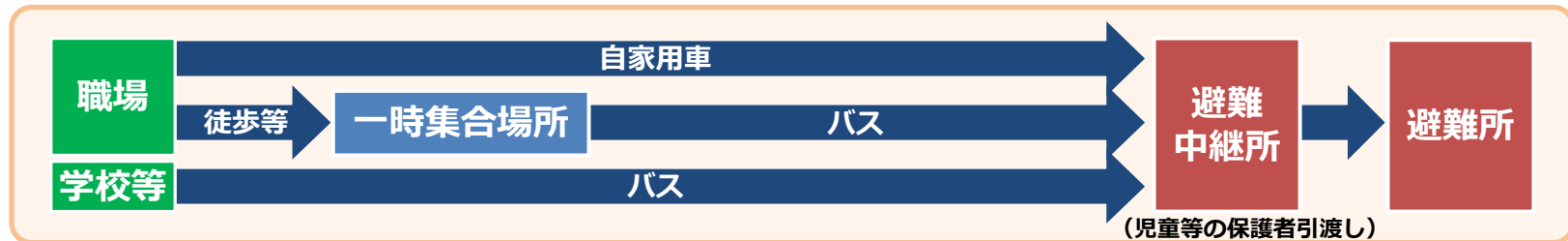
#### (3) 対象者の条件に応じた避難方法

##### ア 原則（一般市民、通勤者、児童等）



※ 在宅の避難行動要支援者のうち、家族等の支援により避難可能な方を含む。

##### イ 帰宅が困難な通勤者、児童等



※ 観光者等の一時滞在者のうち、帰宅困難者を含む。

##### ウ 在宅の避難行動要支援者のうち、移動に福祉車両が必要な方



##### エ 入所者、入院患者



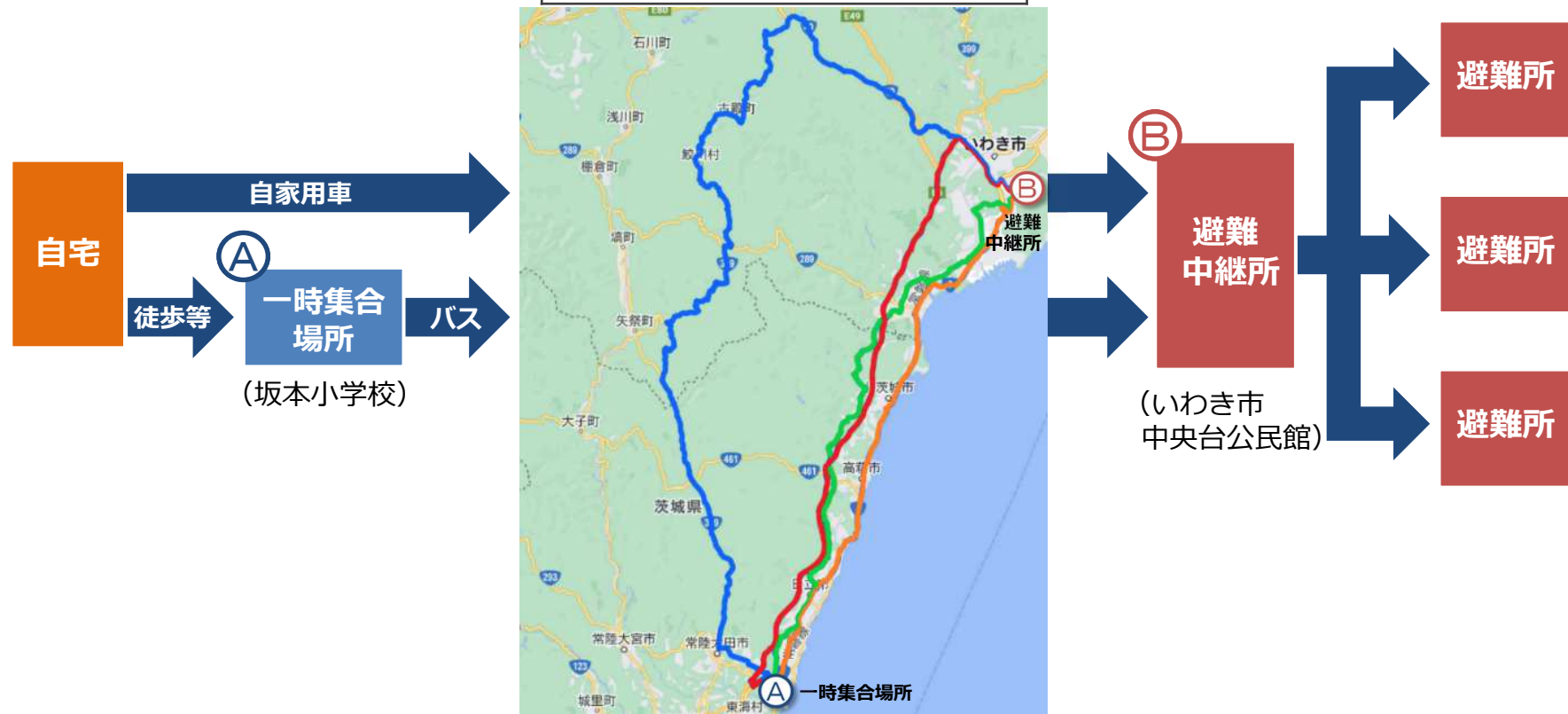
### 3 広域避難

#### (4) 避難経路

県計画により、コミュニティ単会ごとに指定された幹線道路（高速道路、国道、県道等）を避難経路の基本とし、避難に伴う渋滞発生への緩和のため、複数の避難ルートを含め、複数の避難ルートを定めます。

#### 【坂下地区の例】

主な避難経路	(常磐道ルート)
代替経路 1	(国道349号ルート)
代替経路 2	(国道6号ルート)
代替経路 3	(県道いわき線ルート)



### 3 広域避難

#### (5) 避難の判断基準

避難の開始時期は、区域（PAZ又はUPZ）や避難者の区分により異なります。

発電所における事故の進展に応じた、それぞれの対応事項は下記のとおりです。

なお、避難は、国からの指示に基づき、区域ごと（UPZは地区ごと）に開始します。

[事故の進展]		事故の発生 → 事故の拡大 → 重大事故に進展 →			
		警戒事態 例) 東海村で震度6弱の地震等	施設敷地緊急事態 例) 原子炉冷却材の漏洩等	全面緊急事態 例) 原子炉を停止する全ての機能が喪失等	
区域	避難者の区分	放射性物質の放出前			放出後
		PAZ	避難行動要支援者	避難準備	避難
一般市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>園児、児童、生徒は保護者引き渡しを開始</li> <li>通勤者は帰宅を開始</li> </ul>		避難準備	避難	
UPZ	一般市民等		屋内退避準備	屋内退避	
			避難準備	空間放射線量率に応じて地区ごとに避難	



## 4 その他の規定事項

計画には、以下の事項についても規定します。

### (1) 情報伝達について

事故発生時の住民の混乱を防止するため、住民への情報提供・指示等の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県を始め、防災関係機関及び原子力事業者と密接に連携し、迅速かつ正確な広報を行います。

### (2) 防護措置について

放射性物質の環境への放出状況（空間放射線量率）に応じて実施する、次の防護措置について定めます。

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| ア 屋内退避の基準  | イ 安定ヨウ素剤の服用     |
| ウ 飲食物の摂取制限 | エ 避難退域時検査及び簡易除染 |

### (3) 避難中継所及び避難所の開設と運営

避難開始当初においては、市は住民等の送り出しに専念することから、避難先の福島県内17市町村に設置する避難中継所及び避難所の開設及び初期の避難者受入業務については、避難先市町村が実施します。

### (4) 避難先現地本部及び行政機能の移転

避難所の支援及び情報集約の拠点として、各避難先市町村の避難中継所に本市職員が運営する避難先現地本部を設置します。また、市全域が広域避難の対象となった場合の行政機能の移転等についても定めます。

### (5) 複合災害への対応

複合災害により避難先市町村が被災し、広域避難の受入れが困難となった場合の対応等について定めます。